

令和7年第13回 教育委員会定例会会議録

佐野市教育委員会 教育長 津布久貞夫は、令和7年12月23日第13回佐野市教育委員会定例会を佐野市役所201～203会議室に招集した。

1 出席委員は、次のとおりである。

教	育	長	津布久	貞	夫							
教	育	長	職	務	代	理	者	駒	形	忠	晴	
委								員	伊	藤	弘	教
委								員	茂	木	郁	夫
委								員	浦	野	祐	子

2 欠席委員は、次のとおりである。

なし

3 この会議の説明員は、次のとおりである。

教	育	部	長	川	村	大					
教	育	総	務	課	長	向	田	綾	子		
学	校	適	正	配	置	課	長	戸	室	正	明
学	校	管	理	課	長	青	木	洋			
学	校	教	育	課	長	館	野	道	明		
教	育	セ	ン	タ	一	所	長	大	歳	勝	也
生	涯	学	習	課	長	亀	山	佳	弘		
文	化	財	課	長	岩	上	正				

4 この会議の書記は、教育総務課 総務係長 須藤弘美、総務係 小林朋文である。

5 付議事件

報告第1号 令和7年度佐野市一般会計補正予算（第10号）（教育委員会関係部分）の議決について

議案第1号 佐野市教職員協議会との交渉事項の回答について

議案第2号 佐野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の廃止について

議案第3号 佐野市学校給食費徴収規則の改正について

議案第4号 佐野市立学校管理規則の改正について

6 議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名委員の指名について
- 日程第 3 前回会議録の承認について
- 日程第 4 教育長報告事項について
- 日程第 5 報告第1号について
- 日程第 6 議案第1号について
- 日程第 7 議案第2号について
- 日程第 8 議案第3号について
- 日程第 9 議案第4号について

7 会議の要旨

開会時間 午後3時00分

津布久教育長 これより、令和7年第13回 佐野市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、お手元の議事日程のとおり進めてまいります。

まず、日程第1 会期の決定についてでございますが、本日1日間ということで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

津布久教育長 ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日、1日間と決定いたしました。

津布久教育長 次に、日程第2 会議録署名委員の指名についてでございますが、本日12月23日の会議録は、駒形委員さんと伊藤委員さんをお願いいたします。

津布久教育長 次に、日程第3 前回会議録の承認についてでございますが、前回11月28日定例会の会議録につきましては、すでに各委員さんに送付してございますが、原案のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

津布久教育長 ご異議ありませんので、原案のとおり承認されました。

津布久教育長 次に、日程第4 教育長報告事項について、ご説明申し上げます。
(津布久教育長説明)

津布久教育長 只今の教育長報告事項について、ご質疑はございませんか。

駒形委員 12月3日の佐野市議会議員による学校給食試食会及び学校等見学ですが、感想などはどうでしたか。

津布久教育長 給食は皆さん美味しかったとのことで、おかわりされた議員さんもいらっしゃいました。また義務教育学校につきましては、完成したときに施設見学をしていただきましたが、教育内容の視察をしていただくのは初めてであり、以前から一度見てみたいと言われておりましたが、今回そちらも視察が実現できました。

駒形委員 何人くらいの議員さんが出席されたのですか。
教育部長 体調不良で欠席された方が1名で、ほかの23名の市議会議員は、皆さん出席されました。

津布久教育長 マイルームも見学いただきましたが、大変好評でした。
駒形委員 ありがとうございます。

津布久教育長 ほかにございますか。ほかにご質疑もないようですので、日程第4の教育長報告事項を終わります。

---【報告第1号の審議】---

津布久教育長 次に、日程第5 報告第1号についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

教育総務課長 (報告第1号の説明)

津布久教育長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、ご質疑はございませんか。

津布久教育長 ご質疑もないようですので、お諮りいたします。報告第1号につきましては、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

津布久教育長 ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

---【議案第1号の審議】---

津布久教育長 次に、日程第6 議案第1号についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

学校教育課長 (議案第1号の説明)

津布久教育長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、ご質疑はございませんか。

茂木委員 校務分掌についての意見ですが、市教委としては難しいという回答にならざるを得ないと思いましたが、それだけで終わるのではなくて、こういうふうにしてはどうかという提案という形で回答しているところが素晴らしいと感じました。もう一点、プール管理の外部委託につきましては、回答にありますように現状では難しいだろうと自分も感じています。ただプール管理を行っている実態や現場のことは理解してくださっており、実際に時間外に一部の教員がこういった業務を

担っている実態が確実にあるわけです。時間外の勤務手当という方法では対応できない状況ですが、業務にあたった時間を各学校内で記録などして、表現上ふさわしいかどうか分かりませんが、土日に地域の行事に参加したときと同じような考え方で代休などとして認めることができるなら、負担感の解消にも繋がるのかなと感じました。ここでの回答とはできませんので、何らかの機会にそういったことをちょっと示唆できるといいのかなと感じました。

学校教育課長 プール管理もそうですが、学校の方では時間外業務を行った場合には、まとめて30分とか1時間という代休措置としておりますので、こういったことを示していけるように考えてまいりたいと思います。

浦野委員 要望の内容を見てみると確かにそうだなと思うところもあり、回答の方もいろいろご苦労されている様子が分かります。プールの共用化について、出流原小と赤見小のプールの共用を来年度から予定しているとのことですが、これはおそらく今後の統合のことも踏まえてのことかなと思うのですが、具体的にどのような共用を考えているのか、現時点での構想を教えてくださいたいと思います。

学校管理課長 出流原小学校のプールが井戸水を使っておりまして、井戸水を使うような場合は水質検査の項目も増えて費用もかかるということで、出流原小は赤見小への統合が決まっておりますので、1年前倒しで来年度から赤見小学校と一緒にプール授業を行うということになりました。移動に関してはスクールバスを使用する予定で、時間帯などは今後の協議になるかと思いますが、そういった理由からプール共用化ということになったところです。

浦野委員 ありがとうございます。

伊藤委員 就学児健診の負担軽減についてですが、「連絡が取れないまたは欠席連絡があっても学校による対応が難しい保護者等には相談させていただきながら個別に対応してまいります」という回答で、福祉的な視点から言いますと、こういう家庭こそ積極的に役所の方で関わって面倒を見ていただきたいと感じます。やはりこういうところにご家庭の事情であったりとか、あるいはお子さんの発達ということが潜んでいる場合がありますので、ぜひ積極的に学校から市役所であったりとか関係の福祉機関に繋げていただいて、しっかりと就学時健診をやっていただきたいと思います。就学時健診は学校保健安全法で教育委員会が行うものとされており、健診の結果に基づいて保健上必要な助言

を行うこととされていますから、ぜひ学校と市の関係部局でしっかりと連携していただきたいと思います。それと健康診断器具の消毒滅菌の業務委託が難しいという回答ですが、これは現時点ではやむを得ないと思うんですが、やはりこれも実際に検診を受ける子供たちの健康上、衛生上の問題ですので、業務委託ができる方法などを前向きに考えていただきたいと思います。

学校教育課長 健康診断器具の消毒につきましては、歯科医師会の会長さんからも指針の方が示されていて、最終的には市全体の健診についての指針としてそれに基づいて市内全体で共有するということになっています。今までは煮沸消毒で済ませた学校も多くありましたが、今後は滅菌機を使って滅菌をするという指針が出されましたので、今現在、滅菌器がある学校が3校ございいますが、短期的には滅菌機のない学校は滅菌機のある学校に持ち寄って滅菌作業を行うことを養護教諭の業務としてお願いするようになってくるかと思っています。また市の方としても使い捨てのものを購入する予算を要望しているところがございます。一度にはできませんので徐々にということになりますが、使い捨てというのも長期的にみると毎年予算を要することになりますので、今後検討する必要があると思います。

駒形委員 網戸を設置してほしいという要望について、サッシの交換や特殊な加工が必要ということですが、費用としてどれくらいかかるんでしょうか。学校訪問のときも廊下まで窓を開けて換気をしているというお話を伺いましたが、できれば春とかはエアコンを使わずに風を通せるようなつくりになっていれば、いろいろ予算をかけるような中で、窓を開けて空気の入替えができるのは環境にも優しいのかなと思うのですが、どうでしょうか。

学校管理課長 網戸の設置で一番費用としてかかると考えてるのは、足場を組まないといけないようなところに窓があってそこに網戸を設置する場合に、足場を組んだ上でないとおそらく作業もできないというところになります。教室のベランダ側であれば作業自体はそれなりにできるかと思いますが、逆に廊下側ですとベランダもないところですから、そちらは足場がないと設置が困難であるということで、外壁の塗装の際に、あわせてできればと考えているところです。

駒形委員 素人考えなんですけど、例えば内側から作業するとかはできないんですか。

学校管理課長　　そもそもレールがないので内側からの作業は難しいと思います。犬伏小の体育館は鉄製でレールの枠自体がないため、窓枠に網戸が固定され、片方の窓が開かない状態となっていました。元々がアルミ製とかのサッシであれば枠のサイズがあると思いますが、それより以前の鉄製だとすると、もしかするともう枠自体もないので、その加工費用もかかってくると思われます。

駒形委員　　エアコンの使用については方針も出てくるでしょうし、使わない時期に効率よく換気ができればいいかなと思ったりしたところですが、一つの提案としてお願いします。

津布久教育長　　ほかにございますか。ほかにご質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第1号につきましては、原案のとおり可とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

津布久教育長　　ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

--【議案第2号の審議】--

津布久教育長　　次に、日程第7 議案第2号についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

教育総務課長　　(議案第2号の説明)

津布久教育長　　事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、ご質疑はございませんか。

津布久教育長　　ご質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第2号につきましては、原案のとおり可とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

津布久教育長　　ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

--【議案第3号の審議】--

津布久教育長　　次に、日程第8 議案第3号についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

学校管理課長　　(議案第3号の説明)

津布久教育長　　事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、ご質疑はございませんか。

駒形委員　　600円の値上げになっていましたが、具体的に何が値上がりしたことによるものなんでしょうか。例えば私の場合、会社の取引業者に値

上げをお願いするときは、具体的に詰めてこれとこれが上がってというような部材に対しての話をしています。それとも相対的に米と玉ねぎが高騰したからということなんでしょうか。

学校管理課長 米に関しては県の学校給食会にお願いしていますが、4月と11月に価格の改定がありまして、今回11月の改訂で17円位上がってしまったことが考えられます。それ以外では牛乳も全体的に上がっていますが、このところだと玉ねぎの高騰が一番大きくて、それ以外にも卵とかごぼうとかが値上がりしている状況です。米だけは別になっていますが、ほかはまとめて購入してしまうものなので品目ごとの金額までは出ておりません。

駒形委員 わかりました。

津布久教育長 ほかにございますか。ほかにご質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第3号につきましては、原案のとおり可とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

津布久教育長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

--【議案第4号の審議】--

津布久教育長 次に、日程第9 議案第4号についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長 (議案第4号の説明)

津布久教育長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、ご質疑はございませんか。

伊藤委員 改正案での様式について、例えば第7条第4項で「準教科書の使用についてにより教育委員会に届け出なければならない」とありますが、第8条第4項ですと「別に定める様式により」という書き方になっています。この違いは何でしょうか。

教育部長 本市の例規の改正形式によるところとなりますが、本件に関しましては、第7条第4項のように、改正前に別記様式にタイトルがあるものを改める場合、タイトルを表示する形式となります。第8条第4項のように、複数の別記様式を改める場合、「別に定める様式」という表示形式となります。また、第34条第3項のように、別記様式にタイトルが無いものを改める場合、こちら「別に定める様式」という表示形式をとります。

今回の改正においては、条項の改正とあわせて、別記様式につきまして、規則から削除し、改めて要領として制定いたします。これは、別記様式に関する軽微な変更を、教育委員会定例会に付議することなく、迅速かつ柔軟に対応するためでございます。

伊藤委員 わかりました。

津布久教育長 ほかにございますか。ほかにご質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第4号につきましては、原案のとおり可とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

津布久教育長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

津布久教育長 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、令和7年第13回 佐野市教育委員会 定例会を閉会いたします。

閉会時間 午後3時47分

上記会議録が正当であることを証するため、ここに署名する。

令和7年12月23日

佐野市教育委員会

教育長 _____

委員 _____

委員 _____